



東京都浄化槽の保守点検等に関する規則（昭和六十年東京都規則第百五十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十条まで（現行のとおり）</p> <p>別記</p> <p>第一号様式から第二十号様式まで（現行のとおり）</p> 	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十条まで（略）</p> <p>別記</p> <p>第一号様式から第二十号様式まで（略）</p> 

第21号様式（第18条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

浄化槽保守点検受託契約基数報告書（ 年度）

浄保（ ）第 号

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則第18条第5項の規定により、次のとおり報告します。

区分 市町村名	単 独						合 併						合計
	10人 以下	11人 以上 50人 以下	51人 以上 200人 以下	201人 以上 500人 以下	501人 以上	計	10人 以下	11人 以上 50人 以下	51人 以上 200人 以下	201人 以上 500人 以下	501人 以上	計	
立川市													
武蔵野市													
三鷹市													
青梅市													
府中市													
昭島市													
調布市													
小金井市													
小平市													
日野市													
東村山市													
国分寺市													
国立市													
福生市													
狛江市													
東大和市													
清瀬市													
東久留米市													
武蔵村山市													
多摩市													
稲城市													
羽村市													
あきる野市													
西東京市													
瑞穂町													
日の出町													
檜原村													
奥多摩町													
多摩郡計													
大島町													
利島村													
新島村													
神津島村													
三宅村													
御蔵島村													
八丈町													
青ヶ島村													
小笠原村													
島しょ部計													
合計													

- (注) 1 当該年度末（3月31日現在）における保守点検受託契約基数を、処理方法（単独・合併）・人槽別に記入すること。  
2 浄化槽管理者から直接受託した基数のみ記入し、他の保守点検業者から委託を受けた基数は、記入しないこと。  
3 この報告は、毎年4月30日までに提出すること（受託契約が全くない場合も、基数ゼロとして必ず提出すること。）。

(日本工業規格A列4番)

第21号様式（第18条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

浄化槽保守点検受託契約基数報告書（ 年度）

浄保（ ）第 号

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則第18条第5項の規定により、次のとおり報告します。

区分 市町村名	単 独						合 併						合計
	10人 以下	11人 以上 50人 以下	51人 以上 200人 以下	201人 以上 500人 以下	501人 以上	計	10人 以下	11人 以上 50人 以下	51人 以上 200人 以下	201人 以上 500人 以下	501人 以上	計	
立川市													
武蔵野市													
三鷹市													
青梅市													
府中市													
昭島市													
調布市													
町田市													
小金井市													
小平市													
日野市													
東村山市													
国分寺市													
国立市													
福生市													
狛江市													
東大和市													
清瀬市													
東久留米市													
武蔵村山市													
多摩市													
稲城市													
羽村市													
あきる野市													
西東京市													
瑞穂町													
日の出町													
檜原村													
奥多摩町													
多摩郡計													
大島町													
利島村													
新島村													
神津島村													
三宅村													
御蔵島村													
八丈町													
青ヶ島村													
小笠原村													
島しょ部計													
合計													

- (注) 1 当該年度末（3月31日現在）における保守点検受託契約基数を、処理方法（単独・合併）・人槽別に記載すること。  
2 浄化槽管理者から直接受託した基数のみ記入し、他の保守点検業者より委託を受けた基数は、記入しないこと。  
3 この報告は、毎年4月30日までに提出すること（受託契約が全くない場合も、基数ゼロとして必ず提出すること。）。

(日本工業規格A列4番)